

【留意事項】

- **【津波災害警戒区域】**
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
- 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(m単位)で表示しています。（下図参照）

